

一九八四年の部落解放研究の課題

第六回研究員会議まとめ

大賀 正行

(1)

今年の部落解放運動の基本的な課題でもあり、また、研究所の当面する研究課題について申しあげますと、まず第一は、昨年大きく盛り上がりました世界人権宣言35周年のとりくみの成果をふまえて、今年は何としても人種差別撤廃条約と女性差別撤廃条約批准への世論の盛り上げに全力をあげていくことです。

女性差別撤廃条約の国内批准にむけて、外務省が二月一日付けで準備室を発足させましたが、これは婦人運動等の突き上げがあったことと、コペンハーゲンの国際会議で批

准を一応口約束したということもあったからです。しかし、人種差別撤廃条約の方はまだ何らの動きもみられません。よほど運動を盛り上げないと今の政府はあまり批准しにくいようであります。

最近、日本国憲法と世界人権宣言、人種差別撤廃条約などのつながりについて聞かれることがよくあります。憲法第十四条には「すべて国民は法のもとに平等であつて人種・信条・性別・社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と明示されています。しかし、差別されないはずなのに差別されておるわけです。では、「差別された場合はどうなる」「した者をどうする」ということについては、憲法は、一行も書い

ていません。日本国憲法はすばらしい憲法ではありませんけれども、これは当時の時代的背景、時代的制約かもしれないけれど、何もふれていません。憲法には周知の通り、「全ての国民は」という規定と「何人も」という規定とぶつあります。全部「何人も」にすればいいのに、「全ての国民は」の規定をもうけることにより在日外国人には適用されません。一方、国際人権規約は全部「何人も」になつております。世界人権宣言もそうです。さて、差別された場合にどうするかについて人権宣言の第七条では「法的保護」をはっきり明示しています。しかし、差別をした者は、どうするか、まだふれておりません。それをうけたものが「人種差別撤廃条約」です。その第四条では、「差別をしたもの、煽動したもの、それに財政的援助を与えたものは、法律により処罰される犯罪である」と書いてあります。一九六五年の内閣同対審答申は、部落差別を「重大な社会悪」というように規定しましたが、人種差別撤廃条約は、「犯罪」と規定しました。この精神をいかにとり入れるかが、国内法整備の今後の課題です。「人権基本法」だとか「部落解放基本法」「あらゆる差別撤廃法」などの人権法体系の整備が重要な課題になっていくことはまちがひありません。ようやく、国籍法の改正問題、再審法の改正問題、男女雇用平等法の問題を通じて最近、人権にか

かわる法体系の論議がわが国においても盛り上つてきました。

この問題、法はすべてでないが、法があることによつて、意識変革・人権思想の高揚に大いに役立つこと。法的な平等が進めば進むほど、法的平等が実現されているのに差別がなくならないのは何故かということが問題点としてうかがひがあつてくるものであることをふまえることが必要です。レーニンも述べているように「離婚の自由が完全であればあるほど、婦人には、彼女らの〈家内奴隷制〉の源泉が資本主義であつて無権利ではないことがますますはつきりする。国家制度が民主的であればあるほど、労働者には、悪の根源が資本主義であつて無権利でないことがますますはつきりする。」(全集二三巻、七五ページ)

法的規制に反対されている論者もおられますが、(その規制の方法は十分検討するとして、)人権にかかわる法律論議は大いにすすめていきたいと思ひます。

(2)

第二には啓発の課題であります。昨今、運動や行政が啓発に力を入れてきたということで「啓発ブーム」の感がしますが、同時に気をつけねばならないのは、「融和主義的

啓発」がおこってくる危険性もあることです。

現在のところは大きいごん啓発をやれという状況にあります。同時にまた、整理しなければならぬ課題として、「啓発のマンネリ化」とか、いろいろな意見が出ています。しかし、マンネリ化といわれても何度聞いても新しく感じるものもあるということを忘れてはなりません。「恋愛もの」であるとか、「忠臣蔵」のように何回聞いてもあきないものがあります。

私は、差別の痛みや悲しみの体験や、差別事件そのものこそ常に感動をよびおこす源泉だと思えます。また、差別した側の体験、例えば結婚式に自分はずいぶん出席しなかったのかとか、あの時なぜ子どもの結婚に反対したのか。糾弾はこわかったけれど、受けてみて良かったといった、体験談も大きな感動と影響を与えるものです。

次に「ねたみ差別」については、「啓発情報」最新号（第17号）に私もふれていますが、日本全体の福祉の貧困や後退の問題が根本にあります。誤まった差別的な考え方は、啓発や理論闘争を通して意識変革をすすめることはもちろんですが、周辺地域共闘なり、社会全体の底辺の引き上げにとりくまなければ、解決しえないと思えます。

(3)

(4)

第四に教育の関係ですけれども、中曽根首相が「戦後教育の見直し」「教育臨調構想」を声高に叫んでいます。これは現実には「非行」が増え、教育の「荒廃」が国民各層で話題になっているところから、中曽根首相が人気とり政策として打ち出している面もありますが、同時にそれを口実として、彼がめざすところの軍事大國化にむけて教育を再編しようとするものです。その根本は日教組を中心として築きあげてきた戦後の平和・人権教育、民主主義教育の破壊を意図し、組織的には「日教組つぶし」をねらっています。右翼の日教組大会、あるいは教研集会への暴力による妨害活動を背景にしながら、日教組を孤立化し、解体しようとしています。われわれがそれに対応するためには、やはり本来の意味の下からといえますか、底辺の子どもたちの立場に立った教育の改革というものを、具体的に提起していかなくては対抗できないと思えます。

そういう意味では、大阪においては、一九七四年の第二十回府連大会の方針において、部落解放教育計画の樹立という方針を提起しました。その方針に呼応して、研究所の教育関係の各部会が全面協力し、「解放教育検討委員会」と

第三の大きなテーマは、「同和新法」の問題です。「同和新法」ができて今年三年目、五ヶ年の時限立法の中間点です。この「同和新法」は、一応、国会論議の中では、「旧法の事実上の五ヶ年延長」「法の名称はかわっても理念はかわらない」、こういうことが確認されたわけですから、旧「特措法」十三年でなし得なかったことを新法五カ年において仕上げていこう、そのための法律であるということでもあります。ところが実際は、「臨調・行革」「財政再建」を口実に同和对策事業の削減・打ち切りがきびしくあらわれています。もちろん、それに対しては、抵抗闘争が起って来る。そして抵抗闘争をきっちりやれば、例えば、大阪の大学奨学金貸与化反対闘争の成果にみられるように、制度の実質的な存続と運動側の組織強化ががちとらわれています。その意味では、新法の中間年において過去二年間をしっかりと総括をして、部落の実態調査を各組織で徹底して行うことによつて、また、政府みずから実態調査を行なわせることを要求するなど、全国的に行政闘争を強めていく中で、政治の革新やまた新法期限切れ後に対する対策をどうしていくかという論議を盛り上げていくべき年であると思えます。それらの中で部落解放の「基本法」の中味を準備していく必要があります。

いうものを組織しました。その検討委員会の答申は雑誌『部落解放』第七九号で紹介されていますが、残念ながら、その提言はあまり生かされていない気がします。昨日の分科会でも議論になったようですが、もう一度あの報告をもとに議論をまきおこし、当時の研究所の教育関係部会の最高水準を集めて一つの方針を出しているわけですから、今日の情勢をふまえて再検討し、さらに良いものに仕上げていくことを提起したいと思えます。

「同和教育推進校」においては、最近あまり「非行」のことを聞きません。全国的に「教育荒廃」が叫ばれている中で従来のことを思うと、部落の子がもっとも荒れてもよさそうなのですが、ほとんど目立ちません。これはやっぱり解放教育運動の中で、30人学校の実現、教員の特別加配、子ども会活動、父母や地域との結合などの成果です。そのために教育委員会はそうとうお金がいったと思えますが、それなりの効果は上ったと思えます。

「非行」問題とみんな難しそうに言うけれど、どうしたら「非行」問題がなくなるのかということの解答は、解放教育の中にあるのです。同和教育推進校でやった成果をみんなの学校にひろげていくところに解答が出ているのではないかと思えます。金と教育は別ですけど、金をつかわないでやろうとするのが中曽根首相の「教育改革」です

が、これではよいものができるわけがありません。教育を良くしようと思えば、教師の数を増やさなければならぬし、教師の待遇を改善しなければならぬし、校舎の増改築もどんどん進めなくてはなりません。子ども会や地域の教育諸活動に力を入れて助成しなければなりません。

このような意味で、全同教も結成以来30年を迎えましたけれども、また、大阪の教育闘争も25年でありますけれども、こういった同和教育の名のもとに取り組んできたいろいろな成果をふまえ、同和教育の立場から日本の教育の全般的な改革に呼応していくということが大事になってきています。研究所の教育部門もそういう関連で、積極的にものを言っていく時代が来たと思います。「同和教育」というのは、部落だけの特別な教育ではなくて、日本の民主教育そのもの、本当の下からの教育の実践が、解放運動と結合してつくりあげてきた教育運動ではなかったかと、私は思うわけです。

(5)

最後に、第五のテーマとしては、部落解放同盟の綱領前文改正問題であります。三月三日からの全国大会で一応決まろうということですが、内部で議論があつて、あ

まり無理せんではないか、という意見も出ています。決めなかったら、全解連に「解同が内部でなかなか

めっている」また、「よう決めよう」と言われるのは、格好が悪いと言つ意見があるわけですが、私は、あんまりそんなことに気をつかいません。部落解放同盟は大衆団体ですから、いろいろ議論はあるのは結構だと思います。最近、企業から宗教団体からいろいろな方々が運動にかかわってきていますので、そういう幅広い運動です。全解連は、共産党だけですからそりゃすぐにまとまります。逆説的に言えばいろいろ論議があるのが大衆運動です。そのまとまらないものをまとめていくところに苦勞があり、その意味では解放同盟は実に幅広くよくやっていると認めます。だから大いに議論がおこっていいわけです。ひとつのものに拙速で、しぼることに意義があるのではなくて、議論をしてお互いがお互いの認識を深めていくということ、時間はかかりますけれど、実践を通して、結局、正しいところへおちついていきます。指導的立場にあるものは、その中で、どう正しい方向へ導いていくかという努力が求められるのです。

綱領前文の問題はたとえ一定の決定がなされても、それで終りではなくて、今後も議論は続くわけです。それは、「綱領前文」というふうに限られてますけれどもその根底

には、部落解放理論の問題があり、どうしたら部落は解放されるかということ、結局は、何故、差別があるのかということの解明です。明治維新以後今日まで、何故差別があるのか、差別が残っている真の原因はなにか、敵は誰か、という議論になります。さらにまた、歴史をさかのぼって、どうしてこんな差別ができたのか、誰がつくったのか、という議論になってくる。そこから、古代・中世・近世を研究する人も、先々のことを考えるのではなくて、今の問題を解決するために、過去をさぐっているわけです。これらの歴史研究の中で発見されたいろいろな真実というのは、更に解放理論を豊かにしていくものであります。

以上が私が提起したい五つのテーマです。

(6)

次に少し時間をいただいて解放理論にかかわって私見を申しあげさせていただきます。思います。

私が強調したいのは、まず第一に、明治維新は、ブルジョア革命としての基本的性格をもっており、決して絶対主義的の革命ではないということです。戦前の「講座派」の大きなあやまちです。鯨はいかに魚に見えようとも哺乳類なのです。こうもりは、いかに鳥に見えようとも、やはり

哺乳類なのです。明治維新がブルジョア革命でないならその後いつブルジョア革命が行われたか「講座派」は説明しなければなりません。明治維新絶対主義革命としてとらえれば、「国民的融合論」に真に対決しえません。

第二の点は、明治政権の性格づけにかかわるもので、ブルジョア革命でありながら、それが不徹底に終わった。急激にブレイクがかかった。その決定的な転換点は、大隈重信をおい出して伊藤政権が誕生したことです。いわゆる明治十四年の政変です。そして、明治二十二年の帝国憲法発布、明治二十三年の帝国議会の開催、日清・日露戦争とながる過程で、経済的には、まだ、独占資本主義になっておりませんが、先進国が帝国主義体制に移行しておりましたから、それを日本が輸入し、急速に反動化し、帝国主義に転化していく道をとったということです。これに反抗したのが、自由民権運動だったのです。自由民権運動は、明治維新のブルジョア民主主義革命の徹底を要求したということです。

第三点は、政治的上部構造から見ますと、帝国主義的反動も、絶対主義も、民主主義を蹂躪しておりますから、これはみんな専制的で、反動的なのです。

ところが、専制的で反動的なもののみならず絶対主義とか、封建制とか勝手にそう決めてしまつところから大きな間

違いが生まれます。絶対主義というものは、封建制度の末期に出現した政治体制であります。この絶対主義を打倒するのがブルジョア革命です。明治の天皇制権力は日本資本主義の特殊な発展の中で、地主階級との妥協の中で、帝国主義的反動として出てきた上部構造です。「教育勅語」は、非常に古い古代的文章ですが、そこに盛りこんである内容は近代적입니다。これは形式の古代性と、内容の近代性という矛盾したものをもっています。だから、形式だけ見て判断してはダメであって、その背後に何が意図されておき、何がねらわれているのかという真の本質をしっかりとつかまなければなりません。

昨日は、「華族」のことについて話しましたが、明治二年の華族と明治十七年の華族とは、根本的にその性格がかわっています。これを封建制にもついた反動ではなくて、帝国主義的反動だと見ていきますと、いろんなことが理論的には説明がつかます。しかし、理論は抽象的でありますから、これは歴史的に実証してもらわねばなりません。このような実証研究が求められています。津田先生の報告の中にもふれておられましたし、炭鉱の関係では、福岡県の永末さんの研究があります。明治維新・「解放令」から水平社創立までの間の歴史研究はまだまだ貧弱です。部落問題の歴史の本はたくさんあるが、江戸時代や明治ま

昨年第五回研究者集会で報告がありました。貴重なヒントです。

中江兆民の「東雲新聞」などももう一度研究し直して、いろんな角度で研究していった新しい、「資本主義と部落問題の関係」を解明していきたいと思えます。

以上で私なりの問題提起なり、まとめに変えたいと思えます。

(一九八四・二・一八
部落解放研究所研究部長)

ではくわしく書いてある。また水平社以後もくわしい。しかし明治維新から50年間の叙述は、だいたい簡略です。それは著者が悪いのではなく、研究の成果がそこまでしかないからです。

学生諸君にも、「部落問題をこれから研究するならば、これを研究しなさい」と言うのですが、なかなか新しい研究者が育っていない現状です。昨年、研究所の15周年記念論文を募集し、『日本資本主義と部落問題』をテーマにしましたが、応募数も少なく、この分野の研究活動の水準がうきぼりになりました。

「日本資本主義と部落問題」「日本帝国主義と部落問題」これを手がけたのは、京都の部落問題研究所の藤谷俊雄氏です。彼が本気で研究を続けていたらしいのに、残念です。「講座派」明治維新観と共産党本部の「指令」のために彼は変質してしまっただけで、次に馬原鉄男氏がやりかけたけど、「国民的融合論」が出てからは彼もそれを放棄してしまっただけです。みな「国民的融合論」の犠牲者です。

明治維新の当初の新聞報道や世論は、「部落差別をなくせ」という立場だったのが、明治二十年代になってくると、差別を煽る方に変わっていく。新聞にも思想的転換が起っている。明治十四年を軸にして、明治政権の変化が新聞にも反映しておるといことが、長崎部落史研究所から

国連の人権活動に関する普及書

国際連合と人権

田畑茂二郎 監修 金 東勲 訳
A5判260頁 定価2,000円

国連の同名の本を初めて翻訳出版。

人権の確立と擁護を求め国連を中心に人権の法典化や擁護の制度化がすすんでいる今日、本書はその全容を伝え、「人権」に関心をよせる人にこの基本的な人類の課題ととりくむ世界的連帯の重要性をおしえてくれる。

(社)部落解放研究所

大阪市浪速区久保吉1-6-12
TEL 06-568-1300